

ごみの分別と出し方

ごみ減量へご協力を！（3R運動）



3Rとは、Reduce（リデュース：発生抑制）・Reuse（リユース：再利用）・Recycle（再生利用）の、「もったいない」を実践する3つのRにちなんで、ごみ減量の取り組みです。具体的には次のとおりです。



Reduce

一つめのR（リデュース）とは、物を大切に使い、ごみを減らすことです。

- 必要ない物は買わない、もらわない
- 買い物にはマイバッグを持参する



Reuse

二つめのR（リユース）とは、使える物は、繰り返し使うことです。

- 詰め替え用の製品を選ぶ
- いらなくなった物を譲り合う



Recycle

三つめのR（リサイクル）とは、ごみを資源として再利用することです。

- ごみを正しく分別する
- ごみを再生して作られた製品を利用する

INDEX

新型コロナウイルス感染症に関するごみ処理について	1
可燃ごみ	1
不燃ごみ・粗大ごみの申し込み方法	2
不燃ごみ	3
小型充電式電池・インクカートリッジ	4
粗大ごみ	5
紙製容器包装・新聞・雑誌・段ボール	6
プラスチック製容器包装	7
ペットボトル	7
びん・かん	8
古着・古布（ハンカチ・タオル・バスタオル）	8
ごみの分別表《可燃ごみ》	9
ごみの分別表《不燃・粗大ごみ》	10~11
家電リサイクル法対象品の処理方法	12
宅配便を活用した小型家電の回収	12
収集および直接搬入できないごみ	13
商店・事業所からのごみ	13
ごみの直接搬入	13
生ごみ減量化等処理機器購入補助金交付制度	14
生ごみ乾燥処理物と可燃ごみ指定袋との交換制度	14
有価物集団回収報償金交付制度	15
乳幼児のおられる世帯への市指定袋の無料配布	15
ごみの日メール	16
ふれあい収集	16
「食品ロス」を減らそう！	17
海洋中のプラスチックごみ問題について	17
不法投棄は犯罪です！	18
無許可の回収業者を利用しないでください	18
災害時のごみ処理について	18

この3R運動を実践していただいて、ごみの減量・資源化にご協力ください。

☆ごみを出される時の注意点!

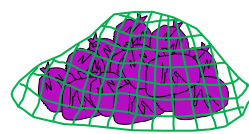
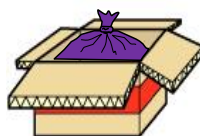
- ごみは、収集日当日の午前8時30分までに、決められた集積場所へ分別して出してください。
- 収集日以外は、ごみを絶対に出さないでください。ごみを出す前に収集日程カレンダーで「品目・収集日」を確認しましょう。
- 祝祭日のある月は、収集日を振り替えますので、お間違いの無いようにしてください。
- 区、自治会が行う地域清掃で出たごみには、泉南市指定袋及び粗大ごみ処理券（ボランティアシール含む）は使用できません。
- 地域清掃を行う場合は事前に清掃課までご連絡ください。
- 引越しや片付け等で排出された大量のごみ（臨時ごみ）については、各自で泉南清掃事務組合（清掃工場）に搬入するか、一般廃棄物許可業者に収集を依頼してください。
- 区、自治会やマンション管理組合等からの「不燃ごみ・粗大ごみ」の申し込みは受け付けていません。区、自治会やマンション管理組合等で処理される場合は、泉南清掃事務組合（清掃工場）に直接搬入するか、一般廃棄物許可業者に依頼してください。
- 市役所本館入り口には「不用品リサイクル情報ボード」を設置していますのでご活用ください。
- 市内のリサイクルショップ（タウンページ参照）をご活用ください。
- 購入された市指定袋および粗大ごみ処理券が不良品であった場合は、購入店にて新しいものと交換できます。

☆ボランティアシール

- 個人または有志による小規模なボランティア清掃活動を行った場合に限り、ご利用いただくものです。
- ボランティアシールが必要な方は、清掃課までお問い合わせください。

☆小動物（カラス・犬・猫）対策

- 段ボール箱等を利用する
 - ・段ボール箱等の中に市指定袋を入れてください。
 - ・箱は蓋をせず、指定袋を確認できるようにしてください。
 - ・段ボール箱も同時に収集します。
- 動物除けネット等を利用する
 - ・市販の「動物除けネット」等をご利用される場合は、清掃課までご連絡ください。



家庭系ごみ全般・不法投棄の情報提供は

市民生活環境部清掃課

☎072-483-5875

不燃ごみ・粗大ごみのお申込みは

粗大ごみ受付センター（月～金曜日 午前9時～午後4時まで）

☎072-483-1132

放置自転車・野焼きのことは

市民生活環境部環境整備課

☎072-483-9871

ごみの直接搬入のことは

泉南清掃事務組合（清掃工場）

☎072-484-0581

不法投棄を発見したら

泉南警察署

☎072-471-1234

事業系ごみ・家電リサイクル法対象品の収集のことは

泉南環境事業協同組合 ☎072-483-0530

泉南一般廃棄物事業協同組合 ☎072-484-0288

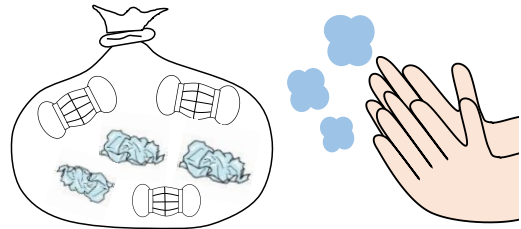
新型コロナウイルス感染症に関するごみ処理について

ご家庭でのごみの捨て方

○新型コロナウイルス感染症対策のために、家庭ごみを出すときは、以下のことを心がけましょう。

1. ごみ袋はしっかり縛って封をしましょう
2. ごみ袋の空気を抜いて出しましょう
3. 生ごみは水切りをしましょう
4. 普段からごみの減量を心がけましょう
5. 分別・収集ルールを確認しましょう

※鼻水や飛沫等が付着したマスクやティッシュなどのごみを捨てる際は、
「ごみに直接触れない」
「ごみを捨てた後は手を洗う」
 ことを心がけましょう。



※びん・かん、ペットボトル、プラスチック製容器包装等の資源ごみは、収集された後リサイクル工場へ運ばれ、作業員が手選別で汚れ物や異物等を取り除いています。

収集作業員や選別作業員の新型コロナウイルス感染症予防のため、中身をしっかりと洗い流したり、飲み口をよくすすぐ等し、正しく分別して出していただきますようご協力をお願いします。



可燃ごみ (週2回) 45ℓ1枚45円/30ℓ1枚30円/20ℓ1枚20円/10ℓ1枚10円

- 水をよく切ってください。
- 剪定した枝、草、木、落ち葉などは土を落としてください。
- 竹串など先の尖った物は、紙に包むなどの処理をしてください。
- 紙おむつ等は、汚物をトイレなどで処理してください。
- 家庭のペットの糞尿、または嘔吐物などは、便槽で処分してください。
- 食用油の廃油は、市販の凝固剤等で固めるなど、飛散防止処理をしてください。



カバン・靴・革製品

プラスチック・ゴム製品

ビデオテープ・CD/DVD (ケース含む)

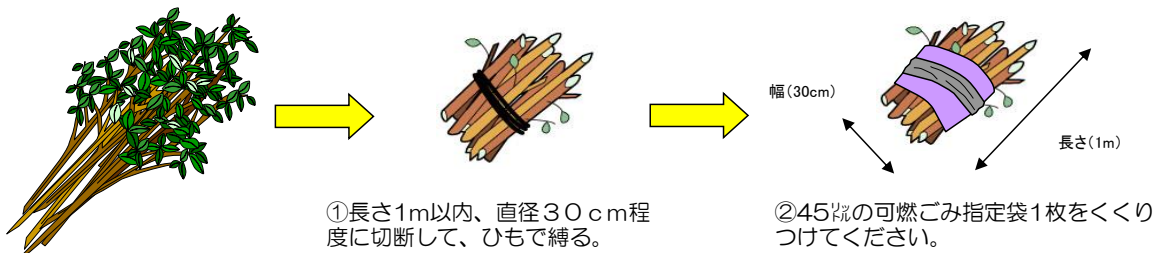
動物用トイレの砂

☆布団・カーペットの出し方

○指定袋に入りきらない大きさのものは、折りたたんでひもなどで縛り、45ℓの可燃ごみ指定袋1枚をくくりつけてください。



☆木の枝等の出し方



①長さ1m以内、直径30cm程度に切断して、ひもで縛る。

②45ℓの可燃ごみ指定袋1枚をくくりつけてください。

○木の幹は1本あたり(1m×20cm)までの大きさに切断して、45ℓの可燃ごみ指定袋1枚をくくりつけてください。

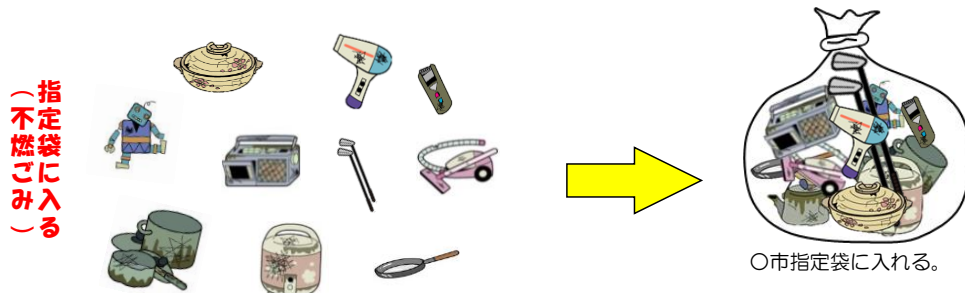
不燃ごみ・粗大ごみの申し込み方法

粗大ごみ受付センターへ電話申し込みをしてください。

☎072-483-1132

○受付時間は、平日の午前9時から午後4時まで。

※おおむね月2回、5品目（5袋）以内でお願いします。（2週間に1回）

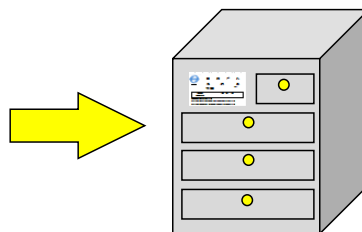


指定袋に入らない
(粗大ごみ)

○粗大ごみ処理券はシールになっていますので見やすいところに貼ってください。

○左側の控え券（オレンジ色）は切り離して、回収が終わるまで保管してください。

粗大ごみ申込者 控え券 NO.		粗 大 ご み	
		処 理 券	
収集日 年 月 日	500円	500円	NO.
受付番号	収集日 年 月 日	受付番号	
<ul style="list-style-type: none"> ●受付番号を記入下さい。 ●この券を粗大ごみの見えやすい位置に貼って下さい。 ●この券は一度貼ると貼り直りません。ご注意下さい。 			



①住所、お名前、電話番号をお伺いします。

※収集車が通れない場合は、お出ししていただく場所をお知らせします。

②品目、個数をお伺いします。

○たんすや本棚、食器棚などは、あらかじめ「高さ・横幅・縦幅」をメモしてください。

※計測する場所は、辺の最大値（一番長い所）です。

③受付番号、収集日、収集手数料をお知らせします。

※不燃ごみ指定袋は、45㍓が1枚500円、20㍓が1枚250円、粗大ごみ処理券は1枚500円です。

○3辺の長さ（高さ+横幅+縦幅）の合計が3メートル以下は処理券1枚、それ以上は処理券2枚が必要です。

○その他は、お申し込みの際にお伝えします。

④不燃ごみ指定袋・粗大ごみ処理券をご購入ください。

○店頭に見当たらない場合は販売店にお問い合わせください。

※不燃ごみ指定袋および粗大ごみ処理券の販売所については、泉南市ウェブサイトをご覧ください。

⑤不燃ごみ指定袋にごみを入れる、または粗大ごみ処理券を貼付し、収集日の午前8時30分までに出してください。

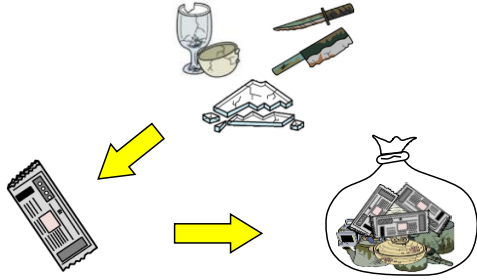
○聴覚障害・言語障害のある方は、ファックスでの申し込みも可能です。（☎072-483-5848）

不燃ごみ（電話申込み） 45㍓1枚500円／20㍓1枚250円

市指定不燃袋に入るものは「不燃ごみ」です。

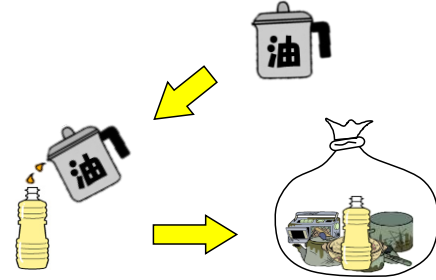
- 石油ストーブなどは、灯油、乾電池を抜き取ってください。
- 雨傘、日傘は、指定袋からはみ出した状態でも収集します。
- 一斗缶、オイル缶や塗料缶等、中身が入っているものは収集できませんので、中身を使い切るか、適正に処分し、空の状態でお出しください。

☆刃物類・ガラス製品の出し方



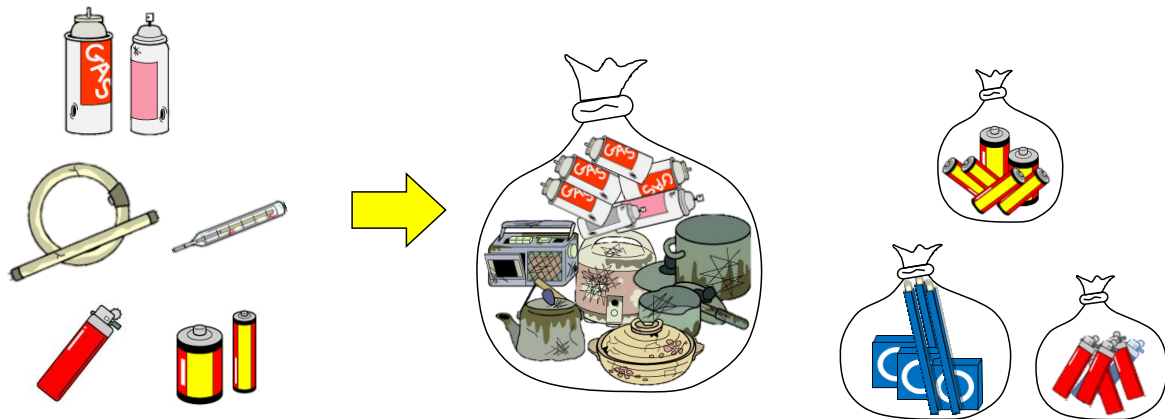
○新聞紙等に包んで市指定袋に入れてお出しください。

☆食用油の出し方



- 倒れても漏れない容器に入れ市指定袋の中に入れてお出しください。
- 不燃ごみで出される場合は、少量に限り収集可。

☆カセットボンベ・スプレー缶・蛍光灯・体温計（水銀）・使い捨てライター・使用済み乾電池の出し方



- カセットボンベ、スプレー缶は、中身を使いきり、市販のガス抜き工具などを使って、火の気のない風通しの良い屋外で穴を開け、中のガスを抜いてから指定袋に入れてください。また、穴が開いているかの確認を行いますのでなるべく指定袋の上の方に入れてください。
- 蛍光灯は、購入した販売店での引き取りを依頼してください。
- 蛍光灯、体温計（水銀）、使い捨てライター、使用済み乾電池は、市指定不燃袋とは別の透明または半透明の袋に分別してください。また、蛍光灯は、割れないようにケースに入れるか新聞紙等の紙で包んでお出しください。
- 使い捨てライターは、火の気のない風通しの良い屋外で、輪ゴムや粘着力の強いテープで、操作レバーを押し下げたまま固定して、中のガスを抜いてください。
- 出し方がわからないときは清掃課までお問い合わせください。

○使用済み乾電池は、市内の以下の施設に回収ボックスを設置していますのでそちらもご利用ください。

- ・市役所本館／別館
- ・保健センター
- ・各公民館
- ・一丘老人集会場
- ・泉南水道センター
- ・清掃課
- ・樽井区民センター
- ・三幸アリーナ（市立体育館）
- ・あいびあ泉南
- ・図書館／文化ホール
- ・市民交流センター
- ・埋蔵文化財センター

※すべての電極にセロハンテープ等を貼って絶縁し、回収ボックスへ入れてください。

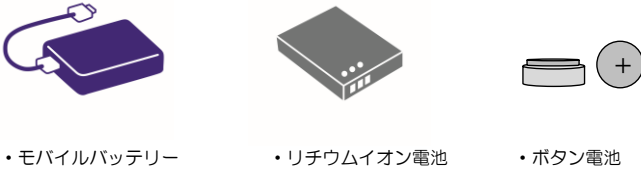


☆小型充電式電池（ニカド、ニッケル水素、リチウムイオン）・ボタン電池の出し方



その他の小型充電式電池を使用した製品

- ・デジタルカメラ
- ・ビデオカメラ
- ・タブレット端末
- ・電動アシスト自転車
- ・電動ドライバー
- ・掃除ロボット
- ・ワイヤレスヘッドホン など



出典元：日本容器包装リサイクル協会

- 上記の小型充電式電池を使用した製品を出される場合は製品から小型充電式電池を取り外し、リサイクルマークを確認の上販売店や家電量販店でのリサイクルにご協力下さい。
- 小型充電式電池を取り外すのが不可能な場合は、そのまま不燃ごみ・粗大ごみで出してください。



- 携帯電話・スマートフォンは、市役所1Fロビーに設置した回収ボックスにも出していただけます。不要な携帯電話・スマートフォンは、回収を通じてスペシャルオリンピックス日本への活動費として知的障害のある人の雇用の創造やスポーツ大会運営の寄付につながります。

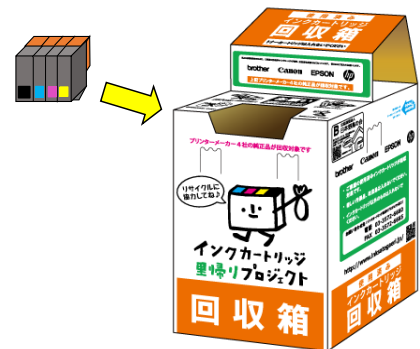
- 小型充電式電池を使用した製品が可燃ごみに混入されていたことで、発火トラブルが起きています。分別のご協力をよろしくお願いします。



☆インクカートリッジの出し方

- プリンターメーカーが5社共同で「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」と称し、各自治体と協定を結び使用済みインクカートリッジの回収・リサイクルに取り組んでいます。本市でもさらなる3R推進への取組であると考え、このプロジェクトに参加しています。回収ボックスを各公民館と樽井区民センター、清掃庁舎に設置していますので、リサイクルにご協力お願いします。（トナーカートリッジは除く）

- 電気店や販売店などの回収ボックスもご活用ください。



粗大ごみ（電話申込み） 粗大ごみ処理券1枚500円

市指定不燃袋に入らないものは「粗大ごみ」です。

○所有者の分からない自転車

※市では収集できませんので、警察または環境整備課にご相談ください。

○応接セット（テーブル・ソファー）

※3点まで処理券1枚

○食卓台セット（食卓台・椅子）

※3点まで処理券1枚

○物干し竿

※切断せずにそのままの状態でお申し込みいただけます。（5本まで処理券1枚）

○物干し台・土台のコンクリート部分

※そのままの状態でお申し込みいただけます。（一対まで処理券1枚）



オルガンやエレクトーン



タンスや本棚等



自転車

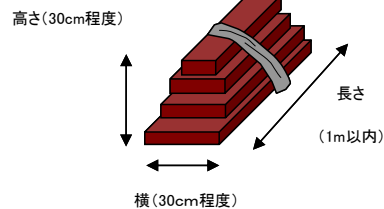
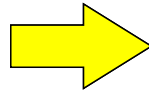


ソファー類

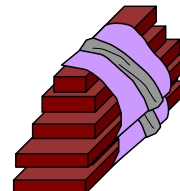
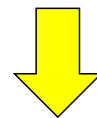


ベッドマット

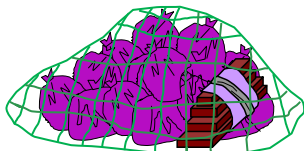
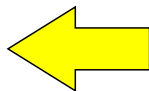
燃える材質（木製・プラスチック製）の粗大ごみを可燃ごみとして出すには



① 解体して長さ1m以内、直径30cm程度に切断してひもなどで縛る。



② 1束につき可燃ごみ指定袋45ℓ1枚をくくりつける。



③ 週2回目の可燃ごみ収集日に出すことができます。

資源ごみ

- 限りある資源を大切に、分別収集にご協力ください。
- すべての資源ごみは、作業員が「手選別」しています。
- 分別と出し方が正しくないものは収集・リサイクル・リユースできません。

紙製容器包装・新聞・雑誌・段ボール



☆なるべく有価物集団回収をご利用ください。

- 仕分けが困難となりますのでビニール袋には入れないでください。
※例外…新聞に限り、新聞販売店から配布された専用袋はご利用できます。
- 紙は水に濡れると再資源化（リサイクル）が困難になりますので、雨天の場合は可能な限り次回晴天時に出してください。
- そのまま出す場合は、紙ひもなどでしっかり縛って出してください。



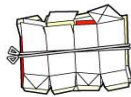
新聞



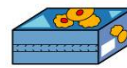
雑誌



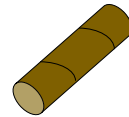
段ボール



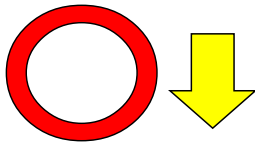
紙パック



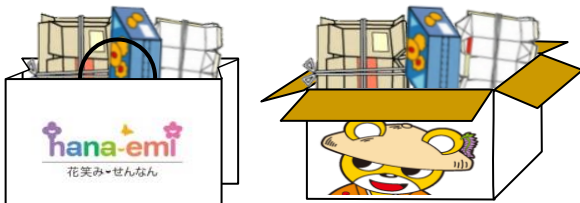
紙箱



ラップの芯



○紙袋、段ボール箱に入れて出す。



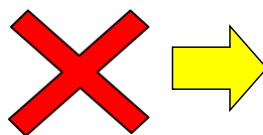
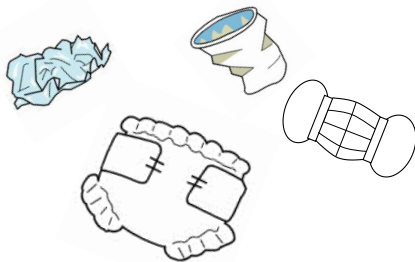
○ビニール袋に入れしないでください。



<資源ごみで収集できないもの>

紙おむつやマスク、ティッシュペーパー、粘着物の付いた封筒や圧着はがき、防水加工紙（紙コップ・紙皿など）、油紙、合成紙、感熱紙（FAX用紙・レシート）、インクジェット紙、カーボン紙・ノンカーボン紙、複合素材の紙（プラスチックフィルムなど）、香りの付いた紙（石鹸の個別包装紙・洗剤や線香の紙箱など）については、再資源化（リサイクル）に不向きなため可燃ごみとして出してください。

○シュレッダー処理後の紙も、再資源化が困難なため、可燃ごみとして出してください。



可燃ごみで
出してください

プラスチック製容器包装

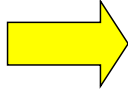


○汚れているものはリサイクル出来ませんので、可燃ごみとして出してください。

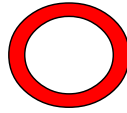


弁当容器

ペットボトルの蓋
やラベル



○透明、半透明の袋に入れてください。



卵パック



納豆等のトレイ

○中身が残っているものは可燃ごみ



シャンプーやボディ
ソープの容器



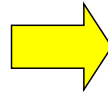
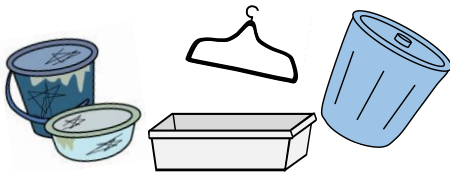
<出し方の注意点>

○容器などに食べ残しや汚れがあれば取り除き、残り水などで水洗いをし、乾かしてください。

○大きな発泡スチロールなどは、小さくして透明、半透明の袋に入れてください。

<資源ごみで収集できないもの>

容器包装品ではないプラスチック製品（例…バケツ・ゴミ箱・プランター・ハンガー等）は、可燃ごみの収集日に出してください。



可燃ごみで
出してください

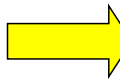
ペットボトル



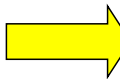
○汚れているものはリサイクル出来ませんので、可燃ごみとして出してください。



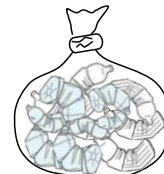
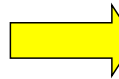
①蓋を取る



②ラベルを剥がす



③残り水で洗う



④透明・半透明の
袋に入れる



○ふた・ラベルは、プラスチック製容器包装として出してください。

びん・かん



☆びん・かんの出し方



スチール缶・アルミ缶



缶詰



①残り水等で洗う



②透明・半透明の袋に入れる



果実酒などの保存用瓶

(4瓶程度まで)



一升瓶



お菓子などの半斗缶



即席麺などのアルミ鍋

☆オイル缶・スプレー缶などの出し方

粗大ごみ受付センター (☎072-483-1132) へ申し込んでください。



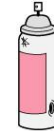
オイル缶



一斗缶



カセットボンベ



スプレー缶

古着・古布 (ハンカチ・タオル・バスタオル)

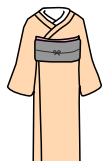
○再利用 (リユース) を目的として分別収集を行いますので、洗濯したものとタンスにしまえる状態のものに限り、透明、半透明の袋に入れて出してください。



シャツ



セーター



和服



ズボン



☆古着・古布の出し方



○透明、半透明の袋に入れて出す



ハンカチ



タオル



バスタオル

※以下のものは再利用 (リユース) に不向きなため可燃ごみとして出してください。

- 汚れ、穴あき、破れがひどいものや濡れたもの
- 寝具類 (ふとん・まくら・マットなど)
- 内装品 (カーテン・じゅうたん・カーペット・座布団など)
- 小物類 (マスク・ぬいぐるみ・帽子・手袋・ネクタイ・ベルト・かばんなど)

☆収集できない布製品



ごみの分別表 《可燃ごみ》

○リサイクルできないプラスチック製品は可燃ごみです。

○掲載している物がすべての品目ではありません。

注意1…指定袋に入りきらないものは（長さ1m×直径30cm）に切断し、ひもなどで束ねて可燃袋45ℓをくくりつけて出してください。

品 目		品 目	
あ	アイス枕（氷枕）		た
	足ふきマット	珪藻土マットは不燃ごみ	竹馬
	雨合羽		竹マット・ござ
	アルバム		タッパーウェア
	アルミホイール		畳
	衣装ケース	※3辺の合計が160cmまで ※金属製は不燃ごみ	脱臭剤
	植木鉢・プランター	※陶器製は不燃ごみ	電気カーペット・電気毛布
	羽毛布団		な
	浮き輪・ビニールプール		長靴
	おまる	※汚物は取り除く	生ごみ・野菜くず
おもちゃ	※金属製は不燃ごみ	苗木・花等のポット	
か	カイロ（使い捨て）	※金属製は不燃ごみ	人形
	カセットテープ		布製品
	カラーボックス	※3辺の合計が160cmまで	ぬいぐるみ
	紙くず		ぬか
	紙おむつ	※汚物は取り除く	は
	紙コップ・紙皿		廃食油
	鞆・バッグ		花火
	乾燥剤		歯ブラシ
	カーテン		ハンガー
	ギター	※電気式は粗大ごみ	バケツ
	靴・スポーツシューズ		バット
	クーラーボックス		皮革製品
	ゲームソフト		ビニール製品
	工作用粘土	※陶芸用は収集不可	ビデオテープ
	ゴム製品	※タイヤは収集不可	ファイル
ごみ箱	※金属製は不燃ごみ	布団・毛布	
さ	座布団・クッション		フロアマット
	写真		風呂のふた
	シート・自転車用カバー	※農業用は収集不可	文房具
	CD	※DVD・BD・MD・FD・ケース含む	ヘルメット
	じゅうたん・カーペット	※丸めて折って100cm以内	ホース・ホースリール
	じょうろ・散水用具	※金属製は不燃ごみ	ほうき・ちりとり
	磁気マットレス		保冷剤
	人工芝		ポリ容器・タンク
	水槽	※ガラス製は粗大ごみ	ポウリングの玉
	ストロー		ま
	スプレー缶のふた		まくら
	スポンジ		まな板
	洗濯ばさみ	※金属製は不燃ごみ	マットレス
	洗面器・洗面桶	※金属製は不燃ごみ	木材
	造花		木製工芸品
		や	
		ら	
		よしず・たてず	
		ラップ	
		ラケット	
		ロープ	

ごみの分別表 《不燃・粗大ごみ》

《指定袋に入るものは「不燃ごみ」、入らないものは「粗大ごみ」です。》

○掲載している物がすべての品目ではありません。

注意2…3辺（高さ+横幅+縦幅）の合計が3m以内の物は処理券1枚、それ以上の物は処理券2枚が必要です。

注意3…危険の無いように新聞紙等に包んでください。

注意4…市指定袋とは別の透明または半透明の袋に分別してください。

注意5…小型充電式電池・ボタン電池は取り外してください。

品目	出し方の注意点	品目	出し方の注意点		
あ	アイロン		草刈り機の刃 ※注意3		
	アイロン台		車椅子		
	RVボックス	※車の屋根に設置するもの	車用キャリアー	※車の屋根に設置するもの	
	アルミサッシ	※網は可燃ごみ	蛍光灯	※注意4	
	アコーディオンカーテン	※カーテンレール含む	化粧品瓶	※リサイクルマークがあれば資源ごみ	
	衣装ケース	※プラ製3辺の合計が160cmまでは可燃ごみ	血圧計	※注意4（水銀式） ※乾電池は取り除く ※注意5	
	椅子	※（1人用、3脚まで）で処理券1枚	健康器具		
	一輪車		剣山	※注意3	
	一斗缶	※半斗缶はびん・かん	剣道具	※（竹刀・防具）で処理券1枚	
	犬小屋	※注意2	ゲーム機本体	※乾電池は取り除く ※注意5	
	植木鉢・プランター	※プラ製は可燃ごみ	こたつ		
	乳母車		コップ	※木製、プラ製は可燃ごみ	
	ウインドサーフィン	※（板・ポール・帆）で処理券2枚	米びつ	※木製、プラ製は可燃ごみ	
	ウッドカーペット		コンロ	※卓上型1台につき処理券1枚	
	エレクター	※付属椅子含む	コンロガード	アルミ製など	
	園芸用具	スコップ、かま、くわ、なた	ゴルフクラブ	※45%袋に20本まで	
	応接セット	※（テーブル・ソファ、3点まで）で処理券1枚	ゴルフセット	※（バッグ・クラブ15本まで）で処理券1枚	
	オープン	※トースター含む	さ	サーフボード	※1枚につき処理券1枚
	オルガン	※付属椅子含む		サイクリングマシン	※1台につき処理券1枚
懐中電灯	※乾電池は取り除く ※注意5	座椅子		※3脚まで処理券1枚	
鏡	※注意3	サイドボード		※注意2	
家具類	※注意2	サマーベッド		※1台につき処理券1枚	
傘	※45%袋に20本まで	三輪車		※1台につき処理券1枚	
ガス器具		七輪			
カセットボンバ	※使い切って穴を開ける	収納庫		※注意2	
楽器類	※袋に入らないものは1点につき処理券1枚	障子・ふすま		※個人で取替えなどをしたものに限り5枚まで処理券1枚	
カッターナイフ	※注意3	照明器具		※蛍光灯は取り外す	
カミソリ	※注意3	食器類			
花瓶	※プラ製は可燃ごみ	食器乾燥機		※袋に入らないものは1点につき処理券1枚	
学習机	※（机・椅子）で処理券1枚	食器棚・茶だんす		※注意2	
ガラス製品	※注意3	食卓台セット		※（食卓台・椅子、3点まで）で処理券1枚	
カメラ・ビデオカメラ	※乾電池は取り除く ※注意5	除湿機		※冷媒式、フロンガス使用の物は不可。	
カラオケセット	※テープは可燃ごみ	自転車（電動）		※1台につき処理券1枚（※注意5）	
換気扇	※個人で取替えなどをしたものに限る	CDプレイヤー		※DVD・MD・BD含む	
乾電池	※注意4	水筒		※プラ製は可燃ごみ	
脚立	※1脚（3m以下）につき処理券1枚	炊飯ジャー			
金庫	※耐火型は収集不可	スーツケース		※袋に入らないものは1点につき処理券1枚	
鏡台	※注意2	スキー用具		※（板・ストック・ブーツ）で処理券1枚	
空気入れ		スノーボード用具		※（板・ブーツ）で処理券1枚	
空気清浄機		ステレオセット		※（本体・アンプ・スピーカー）で処理券1枚	
釘・ネジ・ボルト	※注意3	スチールケース			
草刈り機	※1台まで処理券1枚				

○掲載しているものがすべての品目ではありません。

○燃える材質（木・プラスチック）の物は解体して可燃ごみとして出すことができます。

注意2…3辺（高さ+横幅+縦幅）の合計が3m以内の物は処理券1枚、それ以上の物は処理券2枚が必要です。

注意3…危険の無いように新聞紙等に包んでください。

注意4…市指定袋とは別の透明または半透明の袋に分別してください。

注意5…小型充電式電池・ボタン電池は取り外してください。

品目	出し方の注意点	品目	出し方の注意点		
さ	スプーン・フォーク	※木製・プラ製は可燃ごみ	な のこぎり	※注意3	
	スプレー缶	※使い切って穴を開ける	パイプ	※3m×5本まで処理券1枚	
	せともの類	※注意3	ハサミ	※注意3	
	扇風機・冷風機	※冷媒式は収集不可	ハシゴ	※1脚（3m以下）につき処理券1枚	
	洗面化粧台	※個人で取替えなどをしたものに限る	バット	※木製・プラ製は可燃ごみ	
	掃除機	※乾電池は取り除く ※注意5	バーベキューセット		
	ソファ	※3人掛けまで処理券1枚	バケツ	※木製・プラ製は可燃ごみ	
	ソファベッド		針・針金	※注意3	
た	体重計	※乾電池は取り除く ※注意5	は	ハンガー	※木製・プラ製は可燃ごみ
	体温計	※注意4（水銀式） ※注意5		ハンガーラック	※注意2
	耐熱ガラス	※注意3		火鉢	
	タンス	※注意2		ビーチパラソル	※5本まで処理券1枚
	暖房器具	ストーブ・ファンヒーター・オイルヒーターなど ※灯油・乾電池は取り除く		ビデオデッキ	
	チャイルドシート			布団乾燥機	
	釣竿	※木製は可燃ごみ		フライパン	
	机・テーブル			ブラインドカーテン	
	テレビ台	※注意2		プリンター	
	電動工具	ドリル・ドライバークライナーのこぎりなど ※業務用は収集不可 ※注意5		ベッド・ベットマットレス	
	電気スタンド		ベビーカー		
	電気カミソリ	※乾電池は取り除く ※注意5	包丁	※注意3	
	電気歯ブラシ	※乾電池は取り除く ※注意5	ホットプレート		
	電気ポット		ポット・魔法瓶		
	電球	※注意3	マッサージ機	※椅子式は1台につき処理券1枚	
	電子ピアノ・オルガン	※付属椅子含む	ミシン・編み機		
	電子レンジ		ミキサー		
	電話機・FAX		眼鏡・サングラス		
	電卓		物干し竿・物干し台	※竿のみは、5本まで処理券1枚	
	鉄製品	※注意2	物置き	※注意2	
	テント		モップ・ほうき	※5本まで処理券1枚	
	陶器製品		や	やかん・ケトル	
	灯油缶・携行缶	※中を乾燥させる		湯沸かし器	
	時計	※乾電池は取り除く	ら	ライター	※注意4 ※オイル式・ガス式は中のオイル・ガスを抜く
	トタン・波板	※プラ製は可燃ごみ		ラジオ・ラジカセ	
	土鍋			ラケット	※木製は可燃ごみ
	ドライヤー			ラティス	
な	鍋			リモコン	※乾電池は取り除く
	流し台	※個人で取替えなどをしたものに限る ※注意2		ローラースケート	
	ナイフ	※注意3		ローラーブレード	
	人形ケース	※注意2		ロッカー	※注意2
		わ	ワゴン	※木製3辺の合計が160cmまでは可燃ごみ	
			ワープロ		

家電リサイクル法対象品（テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン）の処理方法

○家電リサイクル法対象品については、市では収集できません。※泉南清掃事務組合（清掃工場）への持ち込みもできません

1. 販売店に依頼する場合 ※別途、収集運搬料金とリサイクル料金が必要です

使わなくなった対象家電製品（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）は、購入された販売店に処分を依頼できます。

2. ご自分で指定引取場所に持ち込む場合 ※別途、リサイクル料金と振込手数料が必要です

【事前確認】

- ・処分する製品のメーカー名と内容（テレビは画面サイズ、冷蔵庫・冷凍庫は内容積）をメモしてください。
- ・郵便局へ行き、備え付けの家電リサイクル券（料金郵便局振込方式）に必要事項の記入してください。
- ・記入し終わったら、郵便局（ゆうちょ銀行）の窓口もしくはATMで、リサイクル料金をお支払いください。

① 下記の指定引取場所に持ち込む品目と持ち込みが可能である日時を電話でご確認ください。

② 郵便局で料金振込み手続きを済ませた家電リサイクル券を貼付し、指定引取場所に搬入してください。

☆指定引取場所：日本通運(株) 岸和田流通センター

岸和田市地蔵浜町7-6 ☎072-439-5658



3. 許可業者に依頼する場合は、下記までお問い合わせください。

☆泉南環境事業協同組合 ☎072-483-0530

☆泉南一般廃棄物事業協同組合 ☎072-484-0288



宅配便を活用した小型家電の回収（パソコン本体を含めて入れると1回1箱まで無料）

○ごみの減量化・再資源化と、市民サービスの向上のため、泉南市と小型家電リサイクル法の認定事業者の「リネットジャパンリサイクル株式会社」は、使用済み小型家電の回収について協定を結び、平成28年4月からサービスを開始しました。なお、これまでの回収も可能ですので、ご利用しやすい方法で資源のリサイクルにご協力ください。

○リネットジャパンリサイクル株式会社にインターネット（パソコンまたはスマートフォン）から申し込むと、宅配事業者が希望日時に自宅まで回収に伺います。

☆リネットジャパンリサイクル株式会社 (<http://www.renet.jp/>) 電話 0570-085-800（受付時間10:00～17:00）

1. 回収料金

① パソコン本体を含む回収1回につき、1箱分の回収料金が無料。

注意：2箱目以降の回収、パソコンを含まない回収やブラウン管モニターの回収、データ消去は別途料金必要。

2. 回収品目

① パソコンおよび小型家電400品目以上。

② 箱のサイズは3辺の合計が140センチメートル以内の段ボールで、重さ20キログラム以内であれば、箱に入れば何点入れても回収可能。

注意：テレビ等の家電リサイクル法対象品や石油・ガスを利用する製品は対象外。



3. その他の申込方法

① 市役所受付に設置の専用ファックス用紙での申し込みも可能。電話は不可。

※申込専用ファックス用紙は市ウェブサイト《ホーム》→《くらし・手続き》→《ごみ》→《ごみの分別と出し方》→《その他のリサイクルシステム》からダウンロードできます。（<http://www.city.sennan.lg.jp/kakuka/shiminseikatu/seiso/seiso/gomi/gominobumbetsutodashikata/1455595467838.html>）



パソコン・スマートフォンから申込み



箱に詰める

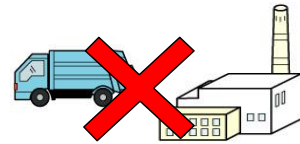


年中無休・最短翌日には回収

収集および直接搬入できないごみ

〇市で収集できない、または泉南清掃事務組合（清掃工場）に直接搬入できないものは、おおむね次のとおりです。

〇処分方法が見つからない物は、清掃課にご相談ください。



自動車部品



バイク



タイヤ



ガソリン



シンナー



農薬



消火器



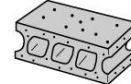
浴槽



ピアノ



土



コンクリート

・自動車・二輪車部品、農機具（バッテリー、発煙筒、マフラー、バンパー等の外装品）
※販売店、もしくはリサイクル業者にご相談ください。

・危険物（灯油、可燃性液体、塗料、接着剤、廃油、薬品類、プロパンガスボンベなど）
※販売店、製造メーカーにご相談ください。

・建築用廃材（土、コンクリート、石膏ボードなど）
※市の許可業者にご相談ください。

・鋼鉄製品（鉄板、鋼鉄、ポンプ、ワイヤーロープなど）
※販売店もしくは、リサイクル業者にご相談ください。

・医療系廃棄物（注射針、注射器など）
※処方された医療機関にご相談ください。

・フロンガスを使用している物（除湿器、ウォーターサーバーなど）
※販売店、製造メーカーにご相談ください。

・金庫、屋外給湯器などの大型廃棄物
※販売店、製造メーカーにご相談ください。

商店・事業所からのごみ

事業系一般廃棄物（会社・商店・事業所・工場から出るごみ類）は市では収集できません。

自らの責任において、泉南清掃事務組合（清掃工場）に直接搬入していただくか、下記の許可業者に収集の依頼をしてください。

☆泉南環境事業協同組合 ☎072-483-0530

☆泉南一般廃棄物事業協同組合 ☎072-484-0288

ごみの直接搬入

〇ご自分でごみを直接搬入（持ち込み）される場合は、指定袋・粗大ごみ処理券は必要ありません。

〇以下のごみは、自らの責任において泉南清掃事務組合（清掃工場）に直接搬入してください。

- ・引越に伴う臨時ごみ
- ・倉庫、納屋の片付けで出た臨時ごみ
- ・一度に多量に出される臨時ごみ
- ・自治会、マンション等管理組合から出されるごみ

☆泉南清掃事務組合（清掃工場） ☎072-484-0581

ホームページ（<http://www.sennanseisou.jp/>）

生ごみ減量化等処理機器購入補助金交付制度

ごみ減量化対策の一環として電気式生ごみ処理機器を購入した方に対し、一世帯につき1台まで、補助金を交付しています。また、生ごみ処理機器を使えば、家庭から出る生ごみを減らすことができると共に乾燥処理物から堆肥を作ることができます。

<補助対象者>

市内に住所があり、市内に設置できる方で自己の責任で処理機器を適切に管理し、発生した乾燥処理物を適正に処理できる方。

<補助対象機器>

電気を用いて発酵若しくは乾燥することにより、生ごみを減量または消滅させる機器。ただし、ごみを減量化しリサイクルする機器を対象としますので、生ごみ等を単に粉碎し、水路または下水管等に排出する機器および焼却を目的とする機器もしくは、他者より譲り受けた生ごみ機器は補助の対象外です。

<補助金の額>

処理機器購入費（消費税含む）の2分の1以内（ただし、千円未満切捨て、上限2万円まで）

<必要書類>

清掃課に交付申請用紙を備えています。

補助金の交付を希望する方は、交付申請書に必要事項を記入し、下記の書類を添えて清掃課に提出してください。

- (1) 領収書の写し（住所、氏名、機器の名称が明記されたもの）
- (2) 保証書の写し
- (3) 機器設置後の写真
- (4) 住民票（本人） ※発効後、3ヶ月以内のもの

<補助金交付までの流れ>

- 1.生ごみ処理機器の購入
- 2.補助金交付申請書に必要書類を添付して市（清掃課窓口）へ提出してください。
- 3.市より機器設置の現地確認を受けてください。
- 4.市より補助金交付決定書を通知します。
- 5.補助金請求書を提出してください。
- 6.補助金交付（補助金請求書の口座に振り込みます。）

※申込書類は清掃課または市ウェブサイトからダウンロードできます。

泉南市ウェブサイト《申請書ダウンロード》→《ごみ・有価物》

(<http://www.city.sennan.lg.jp/kurashi/download/gomi/index.html>)

生ごみ乾燥処理物と可燃ごみ指定袋との交換制度

生ごみ処理機器の利用促進とさらなるごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機器購入補助金を申請された方で現在も機器を使用している方を対象に乾燥処理物と市指定可燃袋を交換しています。

<対象者>

生ごみ処理機器購入補助金を申請、交付された方。

<市指定可燃袋との交換方法>

乾燥処理物1kgと市指定可燃袋10^{リットル}10枚（100^{リットル}分）と交換します。※ただし、1kg未満の端数は切り捨て

有価物集団回収報償金交付制度

ごみの減量化と資源の有効利用を推進し、ごみ問題に対する市民の意識向上に資するため、自主的に有価物の集団回収を行う地域住民団体に対し、報償金を交付しています。

<対象団体>

おおむね10世帯以上の市内の自治会、子供会、婦人会、老人会等の営利を目的としない住民団体で、1年度に4回以上集団回収を実施する団体。

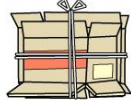
<対象品目>



新聞



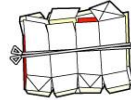
雑誌



段ボール



衣服・古着



牛乳パック



アルミ缶

<交付金額>

回収量1kg当たり4円

<報償金交付までの流れ>

1.報償金の交付を希望する団体は、市に有価物集団回収実施団体登録申請書（様式第1号）および有価物集団回収報償金口座振込依頼書（様式第1号の2）を提出し、有価物集団回収報償金交付団体としての登録を受け、有価物集団回収専用伝票を受け取ってください。

2.市に登録された有価物集団回収業者と契約し、集団回収を実施してください。

3.下記の申請時期に泉南市有価物集団回収報償金交付申請書と添付書類を添えて市に申請してください。

<申請時期> ※必ず半期ごとに申請してください

上半期（3月～8月分）は9月

下半期（9月～2月分）は3月

<申請書類・添付書類>

- ①泉南市有価物集団回収報償金交付申請書（様式第2号）
- ②有価物集団回収報償金専用伝票（泉南市廃棄物減量推進協議会） **※赤色の伝票**
- ③有価物集団回収報償金専用伝票（団体→市役所） **※黒色の伝票**
- ④市に登録された有価物回収業者からの計量証明書（明細書）

4.報償金を交付申請書の口座に振り込みます。

※申請書類は清掃課または市ウェブサイトからダウンロードできます。

泉南市ウェブサイト《申請書ダウンロード》→《ごみ・有価物》

(<http://www.city.sennan.lg.jp/kurashi/download/gomi/index.html>)

乳幼児のおられる世帯への市指定袋の無料配布

泉南市内に住民登録のある新生児から生後24ヶ月までの乳幼児のおられる世帯に対して、少子化対策の一環および乳幼児のおられる世帯の経済的負担軽減を図るため市指定可燃ごみ袋（20ℓ）を配布しています。

申請・配布のお問い合わせについては家庭支援課子ども給付係（☎072-483-3472）まで。

※申請書類は家庭支援課または市のホームページ《申請書ダウンロード》からダウンロードできます。

泉南市ホームページ《申請書ダウンロード》→《ごみ・有価物》

(<http://www.city.sennan.lg.jp/kurashi/download/gomi/index.html>)

ごみの日メール

ごみ出しは結構大変。収集日を間違えたり、忘れたり・・・そんな不便をメールが解決。
メールアドレスさえ登録しておけば、ご指定の時間にごみの種類と収集日のご案内メールがあなたに届きます。

●ごみの日メールとは

ご自分のe-mailアドレス、配信時間帯、居住地域居住地区名、配信を希望するごみの種類を登録することにより、ごみ収集日の前日夕方、または当日朝に収集日であることのお知らせのメールが届くシステムです。
よく忘れがちな「古着・古布」、「びん・かん」、「ペットボトル」などの収集日をメールで知らせることにより、ごみの出し忘れを防ぐことが可能となります。また、登録された方にはごみ収集日の案内の他、災害緊急時には災害情報等を市からメール配信する事が可能となります。

●携帯電話やパソコンから簡単登録

あなたの携帯電話・スマートフォン・パソコンから受付用ページにアクセスしていただくだけです。

☆こちらへアクセスしてください。

ごみの日メール (53Ca) (<http://gomi.city.sennan.osaka.jp/sennan/>)

★★登録の前にご注意ください★★

【登録内容】

●ご自分のe-mailアドレス ●配信時間帯

●居住地域 ●配信を希望するごみの種類

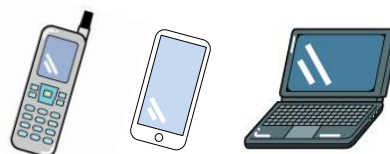
※お名前は不要です。

※一部携帯電話からは利用できない場合があります。

※このサービスをご利用になるには、city.sennan.osaka.jpドメインからのメールを受信可能にしてください。

- ・「ごみの日メール」以外にも、ごみに関する情報等を単独で配信することがあります。
- ・コンテナ収集、軽四収集の一部地域はこのサービスどおりに当てはまらない場合があります。
- ・やむをえない事情により、サービスを一時停止する場合があります。
- ・ユーザー情報は、ユーザーの承諾なく第三者に提供・開示しません。
- ・一定のユーザー数又は時期に達した段階で、新規ユーザー登録を制限する場合があります。
- ・登録は無料ですが、登録・メール受信にかかわる通信料はご負担いただきます。
- ・サービス利用を原因として何らかの損害を受けた場合であってもその責任を負いません。

QRコード



ふれあい収集

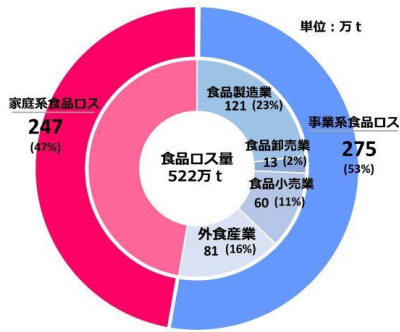
福祉の増進を図ることを目的として、単身の高齢者で日常のごみ出しが困難な方について、戸口での安否確認およびごみ収集を行っています（日常生活の見守りサポート）。また、専従車には自動体外式除細動器（AED）を搭載し、普通救命講習修了職員を配置しています。

※申請書類は清掃課または市ウェブサイト《申請書ダウンロード》からダウンロードできます。

泉南市ウェブサイト《申請書ダウンロード》→《ごみ・有価物》

(<http://www.city.sennan.lg.jp/kurashi/download/gomi/index.html>)

「食品ロス」を減らそう！



国民1人当たり食品ロス量

1日 約113g
※ 茶碗約1杯のご飯の量 (約150g) に近い量

年間 約41kg
※ 年間1人当たりの米の消費量 (約53kg) に近い量



資料：総務省人口推計(2020年10月1日)
令和元年度食料需給表(確定値)

○食品ロスとは、売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品のことです。

○日本の食品ロス量は令和2年度には約522万トンと推計されており、そのうち家庭からの排出が約247万トンで、家庭からの排出が半分近くを占めています。国民一人当たりの食品ロス量は、茶碗約1杯のご飯の量に相当します

○食品ロスを減らすために食べ物をもっと無駄なく大切に消費するよう、皆さんもできることから始めてみましょう。

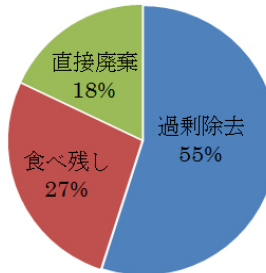
食品ロスを減らすには

- 食品を買いすぎず・使い切る・食べきる
- 残った食材はべつの料理に活用しよう
- 「消費期限」と「賞味期限」の違いを理解しよう

- ・「消費期限」…安全に食べられる期限
- ・「賞味期限」…おいしく食べられる期限

※開封後は期限内でもできるだけ早く食べ切りましょう

家庭における食品ロスの内訳 (一人1日あたりの食品ロス量)



● **過剰除去**
食べられる部分まで過剰に除去しての廃棄 (例:野菜や果物の皮むき)

● **食べ残し**
食事として使用・提供されたが、食べ残して廃棄

● **直接廃棄**
消費期限切れや賞味期限切れにより食事として使用・提供せずにそのまま廃棄

出典：農林水産省「食品ロス統計調査・世帯調査(平成26年度)」を基に消費者庁にて作成



食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元年10月に食品ロスの削減に関する法律(食ロス削減推進法)が施行されました。

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。詳細はウェブサイトでご確認ください。

泉南市ウェブサイト

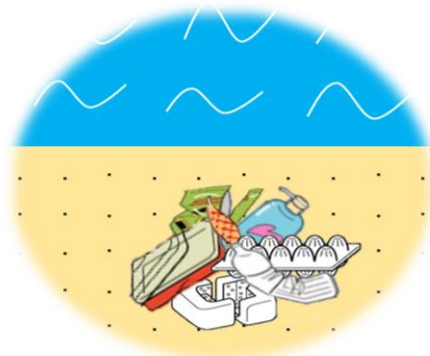
《くらし・手続き》→《ごみ》→《「食品ロス」を減らそう!》
<http://www.city.sennan.lg.jp/kurashi/gomi/1529026683630.html>

海洋中のプラスチックごみ問題について

近年、海洋中のプラスチックごみが生態系に及ぼす影響が懸念され、海洋汚染は地球規模に広がっています。海洋中のプラスチックは、ポイ捨てされたり屋外に放置されたものが雨や風によって河川に入り海に流れ出たものがほとんどです。国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」でも、海洋中のプラスチックごみの大幅な削減が目標の一つとして挙げられています。泉南市では、プラスチックごみの削減に向けた3R(リデュース・リユース・リサイクル)を促進し、プラスチック製容器包装の有効利用を推進します。

プラスチックごみ削減に向けた取組例

- ごみのポイ捨てはしない
- レジャーや屋外で出たごみは持ち帰る
- マイバッグを活用する
- 買い物するときは、簡易包装のものを選ぶ
- プラスチック製品の使用を減らす



不法投棄は犯罪です！

不法投棄した場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその両方に処せられ、法人には3億円以下の罰金が科せられます。不法投棄を見かけたら、警察署に通報するか、次の点に注意し、清掃課または大阪府までご連絡ください。

- ・ご自分の住所、氏名、電話番号をお知らせください。
- ・不法投棄の発生あるいは発見した日時、場所、投棄されたもの及びその量、さらには、投棄者、車両の車種・色・ナンバーなど詳細についてお知らせください。
- ・民有地に不法投棄された廃棄物を市で代わりに片付けることはできませんので、不法投棄をされないような土地等の管理をお願いいたします。
- ・市では職員によるパトロール、監視カメラや警告看板の設置など不法投棄防止に努めています。



○大阪府農と緑の総合事務所環境指導課 ☎072-439-3601

無許可の回収業者を利用しないでください



近年、空き地での無料回収やチラシを配布する等、軽トラックや回収拠点で廃家電等を回収する無許可の回収業者が数多く見受けられます。無許可の業者が回収したごみは、適正に処理されず有害物質の飛散やフロンガスの放出等による環境汚染・環境破壊につながります。また、処理を依頼したものが不法投棄される事例等が後を絶ちません。市区町村の許可や委託を受けずに家庭のごみを回収業者が収集することは認められておらず、回収できるのは、市が収集するほかは「一般廃棄物処理業の許可」を持つ業者だけです。

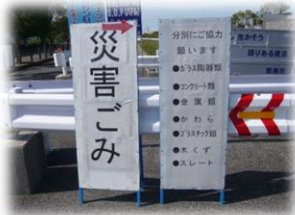
《トラブルに巻き込まれないようにするには》

- (1) 無料回収業者のほとんどは、無許可の回収業者ですので利用しないでください
- (2) 産業廃棄物処理業の許可や古物商の許可ではご家庭の廃棄物の収集運搬はできません
- (3) 比較的新しく使用可能なものは中古品を扱うリサイクルショップなど、古物商の許可を有し、信頼できる業者に中古品としての買取りを依頼してください
- (4) 家電4品目については、家電リサイクル法対象品の処理方法を参考にしてください

災害時のごみ処理について

災害時には、様々な種類を含む災害ごみが一度に大量に発生します。適正かつ円滑・迅速な処理は生活環境の保全・公衆衛生の悪化の防止に非常に重要です。処理機関を短縮するためにも分別排出のご協力をお願いします。災害ごみの分別・収集・処理については、災害発生後、防災無線および市のホームページ等において随時お知らせします。

また、台風時でも原則通常通り収集を行います。収集車の安全運行や事故防止のため、収集を見合わせる場合や平常時より遅れる場合があります。収集を見合わせた場合に残ったごみは、翌日以降に収集を行います。ごみの飛散による事故などの恐れがあるため、次回収集日でのごみの排出にご協力をお願いします。



瓦

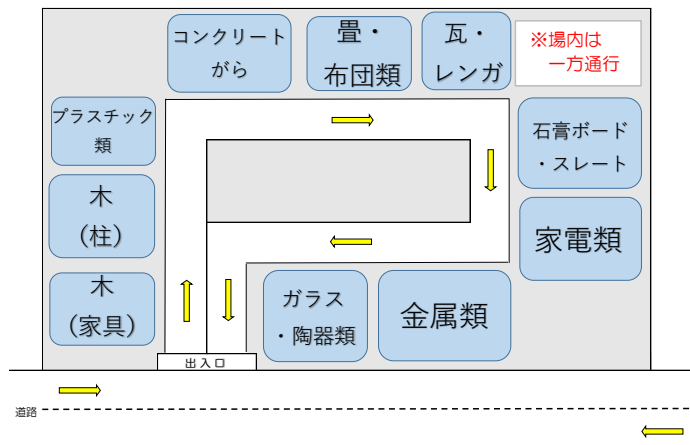
金属類



プラスチック類



木(柱)



※大規模災害時における一時仮置場レイアウトの一例

○ごみの分別と出し方がわからないときは清掃課(☎072-483-5875)までお問い合わせください。

○この冊子の単価は1部あたり 円です。